

I 事業計画

1 会議の開催及び出席

- (1) 定時総会・・・1回
- (2) 理事会及び臨時総会・・・関係法令に基づき適宜開催
- (3) 会員の配合飼料製造業者及び飼料荷受組合の担当学会議・・・必要に応じ開催
- (4) その他、県及び関係団体主催による諸会議出席

2 配合飼料価格差補てん事業

(1) 令和8年度契約件数及び契約数量

配合飼料価格安定制度の理解と荷受組合及び飼料メーカー等との協力、特に継続加入の周知により、契約者数量契約を期間内に円滑に実施する。

令和8年度の契約件数及び契約数量は、契約件数は微減、契約数量は微増の見込み。

令和8年度契約件数及び契約数量

単位：トン

畜 種	令和7年度当初 (A)		令和8年度当初見込(B)				前年度比(B)/(A)	
	契約件 数	契約 数量	契約件 数	うち新規 契約数	契約 数量	うち新規 契約数量	契約件 数	契約 数量
乳用牛	8	2,251	6		1,948		75	87
肉用牛	445	26,233	426		25,670		96	98
豚	38	39,151	38		41,201		100	105
採卵鶏	30	24,241	30		24,034		100	99
ブロイラー	2	7,514	2		9,192		100	100
その他	-	-	1		80		-	-
計	523	99,390	503		102,125		96	103

(2) 令和8年度通常補てん積立金の額

令和8年度の積立金額については、財源水準が非常に厳しい状況にあることから、基本額については1,600円／トン（加入畜産経営者800円／トン、契約製造業者800円／トン）とし、契約製造業者が積み立てる特別積立金については、800円／トン、積立金総額は合わせて2,400円／トンにすることとなった。

(単位;円／トン)

区 分	加入畜産 経営者	契約製造業者			合 計
		基 本	特別積立金	計	
通常補てん積立金の額	800	800	800	1,600	2,400

(3) 別途納付金の徴収について

平成30年度から、継続加入者で前年度契約数量を上回る加入者の別途納付金は徴収しないことになったが、基金に新規に加入する者、前年度途中解約者が改めて加入する場合は、引き続き徴収を行う。

(4) 配合飼料価格差補てん金交付業務について

価格差補てん金交付の業務については、本年度も昨年に引き続き、各荷受組合及び配合飼料メーカーと連携を密にし、迅速、かつ的確に業務を推進する。

3 畜産関連リース事業

本年度も（一財）畜産環境整備機構（以下「整備機構」という。）の実施する畜産高度化支援リース事業等について、整備機構との業務委託契約に基づき、荷受組合及び飼料メーカーの協力の下、貸付申請等の取りまとめ、検収の実施、リース料の徴収、整備機構への納入、各種報告等の業務を行う。

他のリース事業についても業務委託契約に基づき、荷受組合及び飼料メーカーと連携を図りつつ実施する。

4 その他

国、県及び関係団体主催による会議等に積極的に参加し、情報の収集及び会員への周知し、基金協会の業務の円滑な推進に努める。また、畜産振興および畜産経営の安定のため、業務委託による財源確保を図りながら、当基金協会の目的達成に必要な事業等について会員等と連携を図りつつ、事業の推進に努める。特に令和8年度は県の沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業が予定されているため、県と連携し、円滑な事業実施に努める。